

# 都市計画公聴会規則

(昭和44年11月28日神奈川県規則第111号)

改正 平成4年3月10日規則第7号  
平成12年3月31日規則第103号  
平成15年4月1日規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定に基づき、県が開催する公聴会に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 知事は、都市計画の案を作成しようとする場合には、当該都市計画の案が都市計画の名称の変更その他軽易な変更に係るものと認められるときを除き、公聴会を開催する。ただし、第6条の規定による書面の提出がないときは、この限りでない。

2 公聴会は、都市計画区域ごとに開催する。ただし、当該都市計画区域が2以上の市町村の区域にわたる場合において、知事が必要があると認めるときは、当該市町村の区域ごとに開催する。

(開催の場所)

第3条 公聴会の開催の場所は、そのつど知事が定める。

(開催の公告)

第4条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の2週間前までに次に掲げる事項を公告する。

- (1) 作成しようとする都市計画の案（以下「都市計画案」という。）の種類及び名称
- (2) 都市計画案に係る土地の区域
- (3) 開催の日時及び場所
- (4) 第6条に規定する書面の提出期限及び提出先
- (5) その他公聴会の開催に関し必要な事項

2 前項の公告は、神奈川県公報に掲載して行なうとともに、当該都市計画案に係る都市計画区域内の市町村の掲示板に掲示して行なう。

(公述人の資格)

第5条 公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は、都市計画案に係る都市計画区域内の住民及び都市計画案に係る利害関係人とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(公述の申出)

第6条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所及び氏名並びに意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(公述人の選定)

第7条 知事は、前条の規定により書面を提出した者（以下「公述申出人」という。）で意見の趣旨を同じくするものが多数あるときは、公述人を選定するものとする。

2 知事は、前項の規定により公述人を選定したときは、その旨を公述申出人に通知する。

(公述時間の制限)

第8条 知事は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を制限するものとする。

2 知事は、前項の規定により公述時間を制限するときは、その旨を公述申出人に通知する。

(公聴会の議長)

第9条 公聴会は、県職員のうちから知事が指名する者が議長となり、これを主宰する。

(公述人の陳述等)

第10条 公述人は、案件の範囲をこえて意見を述べてはならない。

2 議長は、公述人の公述が公述時間をこえ、若しくは前項の規定に違反したとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(公聴会における質疑)

第11条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は、議長に対して質疑することができない。

(代理人及び文書による意見陳述の禁止)

第12条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。

ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(公聴会の秩序維持)

第13条 何人も、公聴会においては、議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させ、又は傍聴人の入場を制限することができる。

(記録の作成)

第14条 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録を作成し、これに署名押印しな

なければならない。

- (1) 都市計画案の種類及び名称
- (2) 都市計画案に係る土地の区域
- (3) 公聴会の開催の日時及び場所
- (4) 公述人の住所及び氏名
- (5) 公述人の述べた意見の要旨
- (6) その他公聴会の経過に関する事項

(実施細目)

第15条 この規則に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第103号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の都市計画公聴会規則の規定は、この規則の施行の日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告を行う都市計画の案に係る公聴会について適用する。